

神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会規約

（名称）

第1条 本会は、神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会（以下「委員会」という）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、神奈川県の移動性（モビリティ）向上について、公正・中立な立場から、自動車における移動性の阻害要因となっている事象を、様々なデータや指標で明示するとともに、道路利用者の実感や意見を踏まえ、要対策箇所を選定・公表するものとする。

（所掌事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- （1）自動車における移動性の阻害要因を示すデータや指標に関する事項
- （2）道路利用者、地域住民等からの意見把握およびその反映方法に関する事項
- （3）移動性阻害箇所の阻害要因を整理し、要対策箇所の選定に関する事項
- （4）その他必要な事項

（構成）

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員で構成する。
2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

（第三者性）

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、委員会の所掌事項を完了するまでとする。

（委員長）

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。
2 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長から指名する委員がその職務を代理する。
3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（委員会の運営）

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。
2 委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。
また、その職務を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第 10 条 委員会は、公開にて開催するものとする。

(事務局)

第 11 条 事務局は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所計画課に置くものとする。

(その他)

第 12 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。
また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成 17 年 11 月 10 日から施行する。
この規約は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。
この規約は、平成 18 年 9 月 27 日から施行する。